

大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

(大阪市公文書管理条例の一部改正)

第1条 大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、農業委員会」を削る。

(大阪市情報公開条例の一部改正)

第2条 大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、農業委員会」を削る。

附則に次の1項を加える。

(大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置)

13 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(大阪市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、農業委員会」を削る。

附則に次の1項を加える。

(大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置)

12 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(大阪市職員定数条例の一部改正)

第4条 大阪市職員定数条例(昭和27年大阪市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第3条中「、農業委員会」を削る。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大阪市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第2条第1項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第2項中「前条第8号」を「前条第7号」に改める。

第6条中「第1条第8号」を「第1条第7号」に改める。

別表中

「

人事委員会	
委員長	日額 42,100円
委員	日額 35,100円
農業委員会	
会長	日額 4,200円 ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項に規定する総会に出席する日(以下総会出席日という。)にあつては 日額 42,100円
会長職務代理	日額 3,900円 ただし、総会出席日にあつては

委員	日額 38,600円
	日額 3,500円
	ただし、総会出席日にあつては 日額 35,100円

を

人事委員会	
委員長	日額 42,100円
委員	日額 35,100円

に改め、同表備考中「同条第7号」を「同条第6号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月3日から施行する。
- 2 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

「第6号」を「第5号」に改める。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

農業委員会の廃止に伴い、大阪市公文書管理条例ほか4条例を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市公文書管理条例 (抄)

(定 義)

第2条 この条例において「本市の機関」とは、市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 - 6 省 略

## 大阪市情報公開条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社をいう。

2 省 略

附 則

1 - 12 省 略

（大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置）

13 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

## 大阪市個人情報保護条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2) - (6) 省 略

附 則

1 - 11 省 略

（大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置）

12 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

大阪市職員定数条例（抄）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) - (8) 省 略

(9) 農業委員会の職員

10人

(10) 省 略

(9)

2 - 3 省 略

（職員の定数の配分）

第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、第1号については市長、第2号及び第3号については管理者、第4号及び第5号については教育委員会、第6号以下については、それぞれ選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会及び消防長がこれを定める。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

（この条例の目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、非常勤の職員で次に掲げるもの（以下職員という。）の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1) - (4) 省 略

(5) 農業委員会委員

(6) - (8) 省 略

(5) (7)

（報 酬）

第2条 前条第1号から第7号までに掲げる職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

第6号

2 前条第8号に掲げる職員の報酬の額は、時間を単位とする額（以下時間額という。）にあつては1時間あたり10,700円、日額にあつては260,000円、月額にあつては1,300,000円を超えない範囲内において、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤の職員の給与との権衡を考慮して市規則で定める。

（報酬の減額）

第6条 第1条第8号に掲げる職員（市長が定める職員を除く。）の報酬については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の適用を受ける者の例により、減額することができる。

別表（第2条関係）

区分	報酬
省 略	省 略
<u>農業委員会</u> <u>会長</u>	<u>日額 4,200円</u> ただし、 <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項に規定する総会</u> <u>に出席する日（以下総会出席日という。）に</u> <u>あつては</u> <u>日額 42,100円</u>

<u>会長職務代理</u>	<u>日額</u> <u>3,900円</u>
	<u>ただし、総会出席日にあつては</u>
	<u>日額</u> <u>38,600円</u>
<u>委員</u>	<u>日額</u> <u>3,500円</u>
	<u>ただし、総会出席日にあつては</u>
	<u>日額</u> <u>35,100円</u>
省 略	省 略

備考 第1条第2号に掲げる職員として勤務をした職員が当該勤務をした日と同一の日に同条第7号に掲げる職員として勤務をした場合は、当該日に係る報酬の額は、同条第2号の職員第6号に係る報酬の額とする。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（抄）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）第1条第1号から第6号までに掲げる職員の報酬の額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に限  
**第5号**

り、同条例別表の規定にかかわらず、同表の規定による額からその100分の1.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。